

イギリスにおけるキャメロン連立政権下の教育改革の動向 —「民営化」政策と学校査察改革との関係を中心に—

Education Reform under Cameron Administration, UK: Privatization Policy and School Inspection Reform

久保木 匡 介*

Kyousuke KUBOKI

〈目次〉

はじめに

- 1 連立政権の教育政策：2010年総選挙における保守党マニフェストを中心に
 - (1) 「大きな政府」から「大きな社会 (Big Society)」へ
 - (2) 保守党マニフェストの教育政策
 - (3) 教育白書「教育の重要性 (Importance of Teaching)」
- 2 公教育の「分権」化+「民営化」：すべての公立学校をアカデミーに
 - (1) 公立小中学校における「アカデミー」の拡大と「フリースクール」の導入
 - (2) 公立学校の「アカデミー」化の劇的進行
 - (3) 「フリースクール」の設立
 - (4) 公立学校体系の「民営化」政策への批判
 - (5) 「フリースクール」への批判
- 3 学校評価を中心とした説明責任システムの改革
 - (1) 「教育白書2010」における学校評価改革
 - (2) 「2012査察枠組み」による具体化
 - (3) 学力テストにおけるCVA測定の「廃止」
 - (4) 教育水準局の新長官と学校査察の展開
- 4 若干の考察 労働党政権の教育政策からの変化を中心に

結語

はじめに

本稿は、イギリスにおいて2010年に成立したデビッド・キャメロンを首相とする保守党・自由民主党連立政権が進める教育政策について、いくつかの視点から整理・紹介することを目的とする。筆者はこれまで、新自由主義に基づく行政改革が、公共サービスに従事する公務労働者の専門性形成にいかなる影響を与えてきたのかを、イギリスの教育改革を素材に検討してきた。連立政権の発足により、1997年より労働党政権によって進められてきた教育改革は、いくつかの点で大きな変化を迫られている。本稿は、それらの分析を進めるために、若干の素材を提供しようとするものである。

1. 連立政権の教育政策：2010年総選挙における保守党マニフェストを中心に

2010年に行われたイギリス総選挙では、与党・労働党が敗北し保守党が第一党となったものの、どの党も単独で下院の過半数を占めることのできない「ハング・パーラメント」の状態が生まれた。そして、保守党と第三党の自由民主党の政権協議がまとまり、キャメロンを首相とする、戦後史上初の連立政権が誕生したのである。

教育政策については、保守党、自民党それぞれが特色のある政策をマニフェストで掲げていたが、政権発足後、今日に至るまで進められてきた教育政策は、基本的に保守党の掲げる教育改革に沿っ

*環境ツーリズム学部准教授

たものといえよう。そこで、まず2010年総選挙で保守党が掲げたマニフェストから、教育政策にかかわる部分をとりあげてみよう。

(1) 「大きな政府」から「大きな社会 (Big Society)」へ

2010年総選挙における保守党マニフェスト (Conservative Party, 2010, 以下ページ数のみ記す。)は、現在のイギリスの抱える深刻な問題、すなわち財政赤字、数百万人の失業、貧富の格差の拡大、コミュニティの崩壊、公共サービスの機能不全を指摘し、その原因を労働党政権の「大きな政府」アプローチに求める。「大きな政府」アプローチとは、社会問題の解決につき、国家が中心的な役割を果たし、公的予算を財源に中央集権的な意思決定の下で政策を遂行することを指す。これに対し、保守党マニフェストが掲げるのは「大きな社会 (Big Society)」あるいは「強い社会 (Strong Society)」である。

保守党マニフェストでは、労働党政権下における貧富の格差の拡大や経済の停滞を指摘したうえで、それらは「政府によるトップダウンの介入や官僚的な細部への統制に信頼を置く」政治的アプローチの帰結である、と指摘する。そのうえで、次のように述べる。

「それゆえ、私たちは新しいアプローチを必要としている。国家による統制ではなく社会の責任を、大きな政府ではなく、大きな社会を。この方法においてのみ、私たちは貧困や不平等の兆候だけでなく原因に対しても挑みうるだろう。この方法においてのみ、私たちは公共サービスの質を転換できるだろう。この方法においてのみ、私たちは閉ざされたコミュニティを再建し、分裂した社会の骨格を修復できるだろう。」(P. 35)

そして、この「大きな社会」を構築するために、次のような取り組みを進めるといふ。

「私たちは中央政府から個人や家族およびコミュニティへ権限の再配分を行う。私たちは、公共部門の労働者に専門職としての自律性を取り戻させる。彼らは彼らが奉仕する人々に対して説明責任を負うようになり、彼らが達成した成果は可視化される。もし、人々がそのサービスに不満であれば、彼らはより良い別のサービスを選ぶこと

ができる。このように、私たちは、人々が自らの生活に対してパワーを持ちコントロールできる機会を創出する。私たちのアプローチは間違いなく、ポスト官僚主義という時代の求める精神にそったものである。」(P. 35)

このように保守党マニフェストは、「大きな社会」をめざし、従来は政府が保持してきた公共サービスに関するさまざまな権能を「社会」に委譲することを主張する。ここでいう「社会」は行政機構に代わって公共サービスを担うさまざまなアクターが活動する空間である。そこには、上記の個人、家族、コミュニティが活動する近隣社会に加え、様々な社会的企業、ボランティア組織、慈善団体が含まれており、それらが公共的な問題の解決に主導的な役割を果たすことが想定されている。これが保守党マニフェストにおける「公共サービス改革」の考え方である(pp. 37-38.)¹。

(2) 保守党マニフェストの教育政策

では、教育政策において、この「大きな社会」路線はどのように具体化されるのだろうか。マニフェストでは、以下の5点が述べられている(pp. 50-53.)。

1) 「フリースクール」の創設

教育政策の「扉」には、北欧スウェーデンの「フリースクール」が紹介されている。スウェーデンで1000校以上存在する「フリースクール」は、さまざまな基金や募金から出資されて設立され、良好な規律と高い到達水準で子どもたちを魅了している、と紹介されている。後述するように、この「フリースクール」は連立政権の教育政策の目玉として諸外国からも注目される一方、教員組合や一部の教育関係者からは「公教育の民営化」政策の象徴として強い批判にさらされている。

2) 学校での到達水準の向上

マニフェストでは、労働党政権の13年間で、読解力、数学、化学の諸科目で国際学力テストの順位が下落し、教室における暴力が深刻化したことを挙げ、イギリスが教育において諸外国の後塵を拝していること、富裕層と貧困層との格差が拡大していることを問題視する。

3) よい教員と厳格な規律

これらの諸問題を解決するため、質の良い教員

を育成あるいは奨励する一方、教室における規律を確保するための政策が掲げられる。具体的には、校長がよいパフォーマンスの教員により高い給料を支払える権限を与えること、教室における暴力に対し、現場の教員が混乱の原因となる生徒を排除できる権限を与えること、などである。

さらに、困難校への優秀教員の供給等を通じて学校の支援を行うサービス「Teach First」「Teach Now」の強化、納税者支出の小学校教員訓練制度、数学・科学でトップの成績を収めたものが教員になる際の教育ローンへの支出、教員を失敗に対する批判から守ること、学校と家庭の「ふるまい」契約を強化することで規律を強化すること、などが掲げられている。

4) 厳格なカリキュラムと試験のシステム

小学校入学から2年ですべての子どもが「読める」ようにする。6歳までの簡単な読解力のテストを行う。ナショナル・カリキュラムの改革。小学校のカリキュラムは数学、科学、歴史を中心に編成する。

労働党政権では試験の価値が貶められてきたが、保守党は、世界中で一番厳格な試験のシステムを運用する。キーステージ2のテストとリーグテーブルは維持する。

さらに、学校の水準向上のため、以下を行う。すべての学校が、私立校の提供する国際テストを自由に受けられるようにする。若者のための職業訓練 (apprenticeship) を2000追加する。

5) 全ての親に良い学校へのアクセスを保障する

スウェーデンの学校改革やアメリカのチャータースクールを参考に、すべての優良な教育プロバイダーが、新たな「アカデミー」学校(後述)を設立できるようにする。この学校改革プログラムは、新しい「アカデミー」校を貧困地域に作ることで、反貧困の戦略の主要部分を担う。全ての既存の学校は「outstanding」の評価(後述)を得ることで「アカデミー」の地位を得るチャンスを与えられるし、従来は専ら中学校に導入されてきた「アカデミー」方式が小学校へも拡大される。

また、貧困地域の子どもへの追加支出「pupil premium」を導入する。特別支援ニーズを持った

傷つきやすい子どもへのケアの強化をすすめる。

学校査察を行う教育水準局 (OFSTED) は、より厳格でターゲットをしばった査察体制を採用し、教育指導や学びの中心部のパフォーマンスのみを報告する。また1年以上特別措置 (special measures) を受けた学校はすべて、優良な「アカデミー」のプロバイダーに経営を引き継がれる。

親が優良な学校へのアクセスを保障されるために、次を行う。閉校に直面している地域の学校を救う権能を親に与えるために、コミュニティがこれを引き継ぎ、優良な小規模校を創設することを許す。また、「アカデミー」はそれらの学校が成功するように支援する自由を認められる。教育水準局の査察について、失敗校はより頻繁に査察を受け、優良校の査察は減らす。

(3) 教育白書「教育力の重要性 (Importance of Teaching)」

連立政権発足から約半年後の2010年11月、教育白書「教育力の重要性 (Importance of Teaching)」(以下「教育白書2010」と表記)が発表された。これは、連立政権における教育政策の基本的なスタンスと中心的な内容をまとめたものであり、同時にすでに進行中の教育改革を改めて根拠づけるものとなっている。以下、その内容を紹介する。

まず、キャメロン首相とクレグ副首相の連名による序文 (Department for Education, 2010, pp3-5.) によれば、「教育白書2010」の議論の出発点となるのは、経済成長を支える国際競争力の基礎となる学力の水準をどのように高めるか、ということである。序文ではその冒頭から、国際学力テストPISAにおけるイギリスの「凋落」を解決すべき最大の問題として指摘する。すなわち、PISA2000とPISA2006を見ると、イギリスの子どもの学力水準は「科学 (science)」において4位から14位へ、「読み書き (literacy)」において7位から17位へ、「数学 (mathematics)」において8位から24位へと順位を下げている。そして、「ここから巻き返し、我々がイギリスの子どもたちにふさわしい優秀な学校を持つためには、成功しているほかの国々から学ぶしかない」として、以下の三点を他国から学ぶべき改革課題として提起する。

第一は、教員の質の向上である。フィンランドや韓国などでは大学卒業生の優秀な層を教員として確保している。教員の質の向上のために主に取り組むべきことは、教員の研修の政策的強化と教員の地位向上である。前者については、低学力の科目の学力向上に財政的インセンティブを与える「Teach First」プログラム²や優良校が他校を支援する「Teaching Schoolsネットワーク」の推進を、後者については教室での非行や暴力から教員を「守る」取り組みの必要性が述べられる。

また、教員の質の向上に関わって、白書では校長をはじめ教職員が学校（制度）をとりまくさまざまな官僚主義や繁文縟礼から解放されることを重視している。そこでは、例えば学校理事会（school governing body）にかかわる様々な規制の撤廃（例えば登校日数など）、あるいは教育水準局査察に先行して行われる学校自己評価の統一されたフォーム（self-evaluation form）の廃止（後述）など、これまで中央政府が重視してきた教育システムを学校現場の裁量にゆだねようとする志向が強く表れている。これは次の第二の点でより鮮明に表れる。

第二には、「ワールドクラス」の教育システムでは、多くの権限を可能な限り現場に委譲し、その一方で高水準の説明責任を確保していることである。

これをイギリスで実行するために、連立政権は公設民営学校の「アカデミー」に注目する。「アカデミー」は、80年代から90年代にかけて保守党政権が設立した「シティー・テクノロジー・カレッジ」（CTC）を前身とし、主に貧困地域の困難校の運営を民間の教育プロバイダーに委譲し、民間事業者の裁量の下に学校運営を行わせるものである。労働党政権下でも、貧困地域にこの「アカデミー」を拡大する政策がとられていたが、同白書では、これを現場への権限移譲政策の目玉と位置づけ、「すべての学校に」この「アカデミー」へ移行する機会を与えることを提起したのである（pp. 11-12）。

この現場への権限移譲の推進政策は、運営についての裁量を大幅に拡大された学校そのものに厳格な説明責任を負わせることによって、教育の質を担保しようとする。それは、1990年代より続い

てきた、教育水準局による学校査察を核とした評価システムをバージョンアップすることで推進される。白書では、「現場への権限委譲は能率的で効果的な説明責任システムによって支えられなければならない」として、教育水準局のもともとの目的＝教育指導と学習に立ち戻り、業績測定を強化することを提起している。

第三には、富裕層と貧困層の教育における格差を縮減することである。特に貧困層の子どもの学力については、例えば無料給食を支給されている子どもは、GCSEにおける優良な成績の獲得科目が一般の子どもの半分以下であることに見られるように、深刻な状態が広がっている。フィンランドやカナダといった国々が、このような経済格差を原因とする学力格差の縮小に成功しているように、この問題の解決は政策的に可能である。連立政権は、2.5億ポンドの予算を貧困層の教育支援に充てる「Pupil Premium」³を設けるなど、この問題についても正面から対応することを強調する。

3. 公教育の「分権」化＋「民営化」：すべての公立学校を「アカデミー」に

次に、2010年教育白書で提起された改革の中から、教育システムに関わる部分について、その後の動向も抑えながら、より詳細に整理してみよう。本節では公立学校の「アカデミー」化を中心とする公教育の「分権」化（権限移譲）と民営化を、次節ではそれに対応する学校評価システムの変化を検討する。

（1）公立小中学校における「アカデミー」の拡大と「フリースクール」の導入

白書でも指摘されている通り、「アカデミー」のような公設民営学校の嚆矢は1980年代保守党政権によるCTCであったが、これを貧困地域の学校や困難校の再生システムとして本格的に導入したのは労働党政権であった。しかし、白書によれば、「アカデミー」の成功は労働党政権の「志の低さ」によって極めて限定されたものとなってしまった。「アカデミー」が導入されたのは2010年9月までに203校で、全中学校のわずか6.5%である。しかも、その自律性と裁量は、近年の政府による官僚的な要請と目標によって縮減されてきたという。

これに対して、連立政権が目指すのは、「自前の資金運用と中央・地方の官僚制から独立したアカデミーの地位が、すべての公立学校の模範となること」である。

そもそも「アカデミー」とは、公的財政によって設立されるが一般の公立学校と異なり中央政府から直接に運営資金が交付され、株式会社を含む多様な主体によって運営される「公設民営学校」のことである。これにはアメリカのチャータースクールをはじめ、いくつかのモデルがあるとされるが、重要な特徴として、一般の公立学校と違い地方自治体から独立し、独自のカリキュラムと独自の入学指針および授業日数による運営を許されること、教職員の労働条件については国と教員組合との交渉にしばられないこと、などがある。

2010年教育白書では、すべての学校が大幅な自由を獲得するために、次のように「アカデミー」化政策を推進するとしている。

第一に、「アカデミー」が本来有している自由を復活させること。特別支援ニーズ (SEN) の子ども等への入学は配慮すること。

第二に、全ての学校が自律的に「アカデミー」の地位を申請できるよう、「アカデミー」化のプログラムを劇的に拡大すること。特に、従来は困難校に集中していた「アカデミー」化の対象を、優秀なパフォーマンスを残す学校にも大幅に拡大する。白書によれば、教育水準局の学校査察により、2010年5月以降1132校が「outstanding」の評価を受けているが、そのうち80校が9月までには「アカデミー」となり、さらに118校についても間もなく「アカデミー」化が決定されることである。このように、相対的に優秀なパフォーマンスを残している学校が進んで「アカデミー」となることは、「自発的転換 (Voluntary Conversion)」と呼ばれる。

第三に、教育水準局のカテゴリーで「改善されていない」とされるような最低のパフォーマンスの学校は、「アカデミー」に改編して教育上の変身をとげるようにさせること。このようなタイプの「アカデミー」化は、「強制的転換 (Forced Conversion)」と呼ばれる。

第四に、特に学校の選択について不満の大きい

貧困地域において、保護者の意向を受けて教員や慈善団体、保護者のグループなどが「フリースクール」を開設しようとするビジョンと取り組みを支援すること。

前節で保守党の総選挙マニフェストを紹介した際、教育政策の冒頭にスウェーデンの「フリースクール」が賞賛されていることに触れたが、連立政権発足後、教育省はイギリス型の「フリースクール」の創設に向けて動き出した。

2010年教育白書では、アメリカの「チャータースクール」が都市の貧困地域で教育の目覚ましい改善に成功していることを引き合いに出し、地域で新たな学校を作ろうとする人々への支援の必要性を強調している (5. 18以下)。

白書によれば、「フリースクール」とは、「アカデミー」とまったく同じ裁量と自律性を享受する独立した公立学校 (5. 20) である。「フリースクール」は、2010年の「アカデミー法」において「Additional School」と規定されて初めて制度化されたように、「アカデミー」の一形態と考えられる。その特徴は、第一に、地域に新たな学校を作りたいという親、教員、慈善団体、教員などの申請によって設立への手続きが始まることである。第二に、「アカデミー」と同様に、カリキュラム、入学指針、授業日数や学期、教職員の賃金と労働条件について国家の規制から自由であり、地方自治体への説明責任を負わないことである。(4. 14) 第三に、「アカデミー」と異なり、フリースクールで教育に従事する者は教員免許を持つ必要はない、とされていることである。第四に、「フリースクール」の運営資金は国から交付されるほか、教育に必要な建物や土地の取得についても政府から補助が支出されることである。

(2) 公立学校の「アカデミー」化の劇的進行

連立政権は、政権発足直後から新たな「アカデミー」制度の法整備に着手し、2010年7月に「アカデミー法」(Academies Act 2010) が成立した。この法律に基づき、小学校を含めすべての公立学校は「アカデミー」への転換を教育省に申請することが可能になった⁴。

タイムズ教育版の2012年5月4日付によれば、イングランドでは2012年4月までに1776の「アカデ

ミー」が開校している。そのうち355校（うち中学校300）は労働党政権下で開設された「オリジナルモデル」の「アカデミー」である。残る1421校は、連立政権下で新たに転換して「アカデミー」となったものである。さらに、1838校の「アカデミー」化の申請が通っている⁵。

このように公立学校の「アカデミー」化は、連立政権下において、それ以前の労働党政権下とは比較にならない規模とスピードで進行しているといえる。また、労働党政権下では中学校の「アカデミー」化が中心であったのに対し、連立政権下では小学校の「アカデミー」化も進行している。

他方で、各学校が「アカデミー」化を申請する動機としては、「追加支出 (additional funding)」を受け取ることができるということが最多であり5校のうち4校はこのような動機を有しているという⁶。したがって、「アカデミー」化の進行は、連立政権が企図するイデオロギー的な民営化政策や官僚主義批判の浸透というよりは、学校運営予算の確保という実利的な動機が大きいという点にも注意が必要であろう。

(3) 「フリースクール」の設立

BBCは、2011年8月31日に、「フリースクール」24校が同年9月からの開校を目指して準備を進めていること、さらに41校が開校に必要な申請を受理されていることを報じた⁷。

さらに翌2012年7月20日のタイムズ教育版は、102校の「フリースクール」が2013年9月から開校することを許可されたこと、そのうち40は小学校、28が中学校であると報じている。「フリースクール」の申請のうち6割は、教員など学校のスタッフによって行われたものであるという⁸。このように、「フリースクール」も「アカデミー」と並んで急速にイギリスの公立学校体系の中に拡大しつつあるというのが現状である。

(4) 公立学校体系の「民営化」政策への批判

イギリス最大の教員組合であるNUT (National Union of Teachers) は、2011年秋、連立政権が進めている公立学校の「アカデミー」化政策に対し、「すべての子どもとすべてのコミュニティのために公教育を守り良質な地域の学校を守るために戦

うことが今ほど重要な時はない」としてアカデミー化を阻止する運動への取り組みを呼びかけた (NUT, 2011a)。そこにおいてNUTは、「もしアカデミー化が成功すれば、公教育は分断され、民主的に選出された地方自治体が学校の場所を計画し、資源の調整や配分を行い、各地の学校に対して専門的な支援チームやサービスを維持し、公正な入学を保障することができなくなってしまう」と強く批判した。NUTの「アカデミー」化に対する批判は以下のものである⁹。

第一に、「アカデミー」化は教育水準の向上にはつながらない。学校の地位を変えるのではなく、良質な学校運営と適切な財政支出に支えられた良質な教育指導こそが教育の質の向上に資する。会計検査院の報告では、「アカデミー」化された学校において貧困層の児童生徒とそれ以外の児童生徒との学力格差が開いているとされているし、教育水準局の報告でも一般の公立校よりも「アカデミー」の方が「satisfactory」以下の判定の割合が多いとの指摘もある。

第二に、「アカデミー」化は自治体による財政支出や支援を崩壊させる。自治体の教育当局は、特別支援ニーズ (SEN) を持つ子どもへの対応、言語支援への対応や非行対応などさまざまなサービスを各学校に対して提供してきた。そして、これらのサービスへの財政支出は自治体を経由して行われてきた。「アカデミー」化が進むことによって、自治体が担ってきたこれらの機能は各学校に委譲されることになるが、その際これまで自治体が有してきた専門的な教育支援機能が失われることが危惧される。

第三に、上記の点の裏返しであるが、従来自治体の教育当局が担っていた学校支援機能をすべて学校が引き受けることになるため、学校は良質な教育を追求することが難しくなる。たとえば校長は、さまざまなサービスのプロバイダーとの契約に追われるほか、従来なら自治体当局が担っていた学校の防災対策や設備整備などにも責任を負うことになるため、教育の質や子どもの学びに注意を払う余裕が少なくなることが危惧される。

第四に、「アカデミー」化は教育労働者の給与と労働条件を脅かすことである。現在、イギリスの公立学校の教員の給与及び労働条件は、NUTなど

全国的な組合組織と行政当局との交渉によって決定されている。しかし、ある公立学校が「アカデミー」化すれば、そこで働く教職員の給与や労働条件は、このような産別の労使交渉の決定から外れ、個別の労使交渉にゆだねられることになる。NUTでは、「アカデミー」化された学校の教員の労働条件についても積極的に交渉を行っているが、民営化後も公共部門で保障されていた労働条件が守られるという「TUPE」の原則が遵守されているケースとそうでないケースが存在することである。

第五に、「アカデミー」化は、地域の紐帯となる学校を地域社会から引き抜くことにより、地域社会を弱体化させ、他の地域学校の存立も脅かすということである。

第六に、「アカデミー」化は公正な入学手続きを脅かすということである。これは、「アカデミー」化された各学校が独自のアドミッション・ポリシーを持つことにより、地域の公立学校における入学ルールの透明性が失われることに加え、一部の「アカデミー」校がより学力の高い子どもを選抜し他の子どもを排除する危険性があるという認識に立つものである。

第七に、「アカデミー」化は現在の学校理事会制度を掘り崩すということである。

(5) 「フリースクール」への批判

「アカデミー」の一形態として提起されている「フリースクール」に対しても、NUTは当然ながら批判的である (NUT, 2011b)。

「フリースクール」もまた、「アカデミー」と同じく、①保護者やスタッフの同意なしにナショナル・カリキュラムから離脱する、②学期と開校日を改編できる、③全国共通の給与と労働条件にしなければならない、④自治体の統制から自由となり、教育や子ども向けサービスについての説明責任を地域社会に対しても地方議会に対しても負わなくなる、等の特徴を持つこととなる。

NUTが「フリースクール」に反対する理由は、次の5つである。

第一に、「フリースクール」は、学校の運営を地方の民主主義的な政策決定プロセスから切り離し、

地域の民主主義を掘り崩すということである¹⁰。学校の運営は「Young People's Learning Agency」という中央政府の準政府機関の管轄下に置かれるとともに、学校の設立は市場原理にゆだねられる、として批判される。

第二に、「フリースクール」への財政支出は、ほかの学校への支出にダメージを与えることである。中央政府における「Building Schools for the Future」計画や各地方当局で計上されてきたすべての公立中学校のための新設および再生のための財政が、「フリースクール」設立のために転用されており、他の公立学校へ回る財政が不足していることである。

第三に、「フリースクール」の導入に際して盛んに喧伝された「選択と競争」は、イデオロギー的な脅迫である。それらは水準を向上させるのではなく不公平を拡大することである。連立政権が当初からモデルとしてきたスウェーデンでは、「フリースクール」の「失敗」が指摘されるようになってきている。

第四に、「フリースクール」は学校閉鎖を誘発することである。「フリースクール」が「無計画に」設立されることにより、既存の公立学校の子どもの減り、教育の質が低下することが懸念される。そして、このことが既存の公立学校の閉鎖につながりかねないのである。

第五に、「フリースクール」は民営化と民間の営利企業によって運営される教育を導くことである。

このような「アカデミー」や「フリースクール」への批判が行われる背景には、NUTが主張してきた、あるべき公立学校の姿としての「良質な地域学校 (good local school)」というモデルがある。これは、有資格の専門職として高度な自立性を持つ教員集団が、一方では保護者や地域住民等の参加に支えられ、他方では自治体の教育部局から専門的な支援を受け、地域の子どものたちが平等に通える学校をつくっていくことを想定する¹¹。

したがって、連立政権による従来の教育政策批判に対しては、次のような反批判が行われる。

「デビッド・キャメロンは我々の学校を「国家に独占されている」と表現するが、実はそれは教育

における地域コミュニティの包摂のことなのだ。地方自治体の枠組みが、学校を、利益ではなく子どもの達成を第一に考える教育コミュニティとともに働くことを可能にしている、ということをは理解していない」(NUT 2011b, p.2)。

4. 学校評価を中心とした説明責任システムの改革

(1) 「教育白書2010」における学校評価改革

「教育白書2010」は、全公立学校の「アカデミー化」を打ち出した第5章に続き、第6章「説明責任(Accountability)」を置いている。ここでも、学校における教育サービスについての従来の説明責任の確保のありようは、「集権的に課された中央政府の目標を達成するように導こうとするコンプライアンスの体制によって、各学校は苦しんできた」(6.1)と批判される。そして、各学校が親、児童生徒、そしてコミュニティに対して自分たちの努力についての説明責任を果たすために、「中央の統制と官僚的なコンプライアンスの体制を解体し、「保護者らが各学校のパフォーマンスを評価し比較できるように規格化されたフォーマットで、より直接的で意味のある説明責任(の仕組み)を構築する」(6.2)ことが主張される。

これを受けて白書では、パフォーマンス・テーブルの改革、教育水準局の学校査察の改革、学校が達成すべき最低基準の設定、学校理事会の地域への説明の支援策などが提起されている。

ここでは、1990年代よりイギリスの学校教育における説明責任確保の中心的なシステムとして機能してきた教育水準局の学校査察の変化について、やや詳しく見てみよう。

白書における学校査察の改革は、大きく分けて2点に集約される。一つは個別の学校査察における査察対象の改革であり、もう一つは学校ごとのパフォーマンスに応じた査察頻度の改革である。白書は、これまでの査察が学校における教育と学びよりも政府の政策の遂行に焦点を当ててきた、と批判する。それゆえ、今後の教育水準局査察は、授業観察を通じた教育と学びに焦点を当てること、優秀な学校より問題の多い学校に多くの時間と注意を注ぐこと、が求められるのである(6.17)。

前者について、白書はこれまでの査察枠組みが

有していた27項目—多くが政府の政策を反映していた—に代えて、4つの項目に焦点を当てた新たな枠組みを作成することを明言した。その4つとは、児童生徒の達成(pupil achievement)、教育指導の質(quality of teaching)、リーダーシップとマネジメント、児童生徒のふるまいと安全(behaviour and safety)である。これを内容とする新たな査察枠組みが法制化されるが、そこでは授業観察に多くの時間が費やされること、自己評価の統一フォームへの記入が求められなくなり、任意の様式で行ってよいことなどが盛り込まれる(6.18—6.19)。

後者について、白書は「比例アプローチ(proportionate approach)」と呼ばれる新たな査察の巡回システムを提起する。これは、まず小学校、中学校、シックス・フォームで2011年秋以降に「outstanding」の評価を受けた学校は、ルーティンの定期査察から外し、その後パフォーマンスが落ちたという証拠が見られた場合にのみ、再査察するというものである。逆に、より困難を抱える学校はより頻繁な査察を受けることとなる。査察において「inadequate」と判定された学校は、その後の改善を評価するために定期的な査察を受ける。また、「satisfactory」という評価については、改善しているもの、改善の見込みがあるもの、行き詰っているものを見分けることを進める(6.21—6.22)。

以上に加えて、自らの学校改善の現状を評価してほしい学校が、進んで教育水準局の査察に申し込める制度改正も進められることとなった(6.23)。

(2) 「2012査察枠組み」による具体化

「教育白書2010」で提起された学校査察の改革は、2012年9月より刷新された新たな査察の枠組み「The Framework for Inspection 2012」で具体化された。その柱となっているのは、一つは査察グレードの改編と査察頻度の「比例」化を通じた査察の「厳格化」であり、いま一つは査察内容の「焦点化」である。「教育白書2010」と重複する部分もあるが、以下その概要を紹介する。

1) 査察の「厳格」化

従来の教育水準局査察では、査察を受けた学校はすべて、次の4つのグレードに「格付け」されて

いた。

グレード1: outstanding

グレード2: good

グレード3: satisfactory

グレード4: inadequate (この格付けを受けた場合、さらに「特別措置 (special measures)」か「改善の警告 (notice to improve)」を受ける。)

2012年の新たな査察枠組みでは、これが次のように改編された。

グレード1: outstanding

グレード2: good

グレード3: requires improvement

グレード4: special measures

このグレードに基づく格付けは以下の方針で行われる。

- ・各学校の教育指導 (teaching) が「outstanding」とみなされない限り、学校は「outstanding」とみなされない。
- ・「good」(以上) と判定された場合、政府が受け入れられる教育の水準を提供している、と判断される。
- ・「good」まではまだ届かないが「inadequate」とはみなせない学校は、「requires improvement」と判定される。
- ・総合的に「inadequate」とみなされる学校のうち、リーダーシップやマネジメントが「inadequate」と評価されない学校は、「重大な弱点 (serious weakness)」を持つ学校とみなされる。リーダーシップやマネジメントも「inadequate」とみなされる学校は、「特別措置」の地位に移ることを要求される。
- ・「requires improvement」と判定された学校は、日常的に監督され、2年の間に再査察を受ける。2期連続で「requires improvement」と判定され、3度目でも「good」と判定されなかった学校は「inadequate」とみなされ「特別措置」への移行を要求される。
- ・査察官はパフォーマンス・マネジメントの体制が確固としてあるかを評価し、教育指導の質

と教員の昇給に適切な相関があるかを考慮する。

これらの改革は、従来の査察の「格付け」判定を厳格化するものである。まず、従来は総合的に「outstanding」と判定されていた学校も、今後は教育指導 (teaching) において「outstanding」の評価を得られなければ、同様の評価は得られない。そして、多くの学校にとって厳しい改革となったのが、従来の査察における一般的な「及第」水準とされていたグレード3の「satisfactory」がなくなり、「及第」はグレード2の「good」となったこと、新しいグレード3の「requires improvement」が続けば、次々と査察が重くなり、学校の存続も危ぶまれるようになるということである。これは、従来グレード3にあった多くの学校に対して、改革を急がせるとともに、改革が進んでいる学校とそうでない学校を明確に区別する意図がある¹²。

次に、査察の「比例」化とは、先に紹介した教育白書の「比例アプローチ」を具体化したもので、すでに紹介した4つのグレード判定の結果に応じて、査察の頻度を変える、あるいは査察そのものを免除するものである。

直前の査察で「outstanding」の評価を受けた学校、あるいはコンバート前に「outstanding」の評価を受けていた「アカデミー」は、「査察免除校 (exempt schools)」となる。ただし、教育大臣か教育水準局長官は、同校のパフォーマンスあるいは児童生徒の安全性に懸念を有した時には、「リスクアセスメント (risk assessment)」という不定期の小規模な査察が行われる。この「リスク・アセスメント」は「good」の判定を受けた学校に対しても行われる。

直近の査察で「good」の評価を受けた学校は、最後の査察から5年以内に次の査察を受ける。ただし、スペシャル・スクールや、「リスク・アセスメント」で早期に次の査察を行うべきと判断された学校などいくつかの条件下の学校は除かれる。

「requires improvement」の判定を受けた学校は、教育水準局の監督下に置かれ、通常2年以内に再査察を受ける。その結果が同じであれば、再び2年以内に査察を受け、それでも改善が見られなければ、先述のとおり「格下げ」が行われる。

「inadequate」の判定を受けた場合、リーダー

シップやマネジメントに改善の兆しがあれば18か月以内に再査察を受ける。そうでない場合は、学校査察法の「セクション8」に基づく「モニタリング査察 (monitoring inspection)」を3か月以内に受け、以後5回にわたり同様の査察を受けなければならない。「モニタリング査察」とは、フル査察の後どの程度の改善が見られたかをチェックするものである。そして「特別措置」から回復しない限り、24か月以内に再査察を受けることとされている。

このように、「比例」アプローチに基づく査察頻度の改編は、査察判定そのものの厳格化と一体となって進められているのである。

表 査察判定の厳格化と比例化

2012年8月以前の査察結果	2012年9月以降の査察結果	12-18か月以内の再査察	12-18か月以内の再査察
Satisfactory	requires improvement	特別措置	
Good	requires improvement	requires improvement	特別措置

出所：OFSTED (2012a)、p.9.

2) 学校査察の焦点化

ここでは、「教育白書2010」で指摘された、学校査察における焦点の内容が具体化されている。その内容は、学校における児童生徒の達成、学校における教育指導の質、学校における児童生徒のふるまいや安全、学校におけるリーダーシップとマネジメントの質、の4つに大きく分けられる。

学校における児童生徒の達成では、入学時に比してどの程度の成長が見られたか、特に読解、書き方、数学、コミュニケーションにおいてどのような進歩がみられたか、などが評価される。

学校における教育指導の質では、教員が、全ての科目やキーステージにおいて児童生徒の学びを推進しているか、児童生徒の高い期待を常に集めているか、授業において子どもの理解をチェックし効果的に介入することで学びの質を改善しているか、などが評価される。

このように、労働党政権下では多様に存在していた査察項目を、子どもおよび学校のパフォーマンスの目に見える改善に結びつくものに絞り込んだことが、2012年の査察改革のもう一つの大きな特徴であるといえよう。

(3) 学力テストにおけるCVA測定の「廃止」

「教育白書2010」における学校の説明責任のシステム改革では、学校査察の改革と並んで、学力テストの結果公表のためのパフォーマンス・テーブルの改革が提起されている。その中でも、労働党政権からの変化として注目され、批判の対象ともなっているのが、各学校のテスト成績の序列化に際して用いられてきた、「CVA (Contextual Value Added) 測定」の廃止である。これは、学校ごとの成績の序列化に当たって、学校の背景にある当該地域の社会階層や経済的条件、人種、宗教などの条件を考慮する仕組みである。しかし白書によれば、CVA測定は一般の人々にわかりにくく、

生のテスト結果より子どもの達成を測定するものとしての有効性も疑わしい。したがって、CVA測定は廃止され、今後はすべての子どもの絶対的な達成がより重視される。

さらにこの点に関わって、「教育白書2010」では、すべての学校に対して今までよりも高い、しかし公平な「最低水準」を設定することを掲げた。「フロア・スタンダード」と呼ばれるそれは、すべての学校が達成することを期待されるものである。中学校では、ある学校がGCSEの5つのA-Cグレードでベーシックに到達したものが35パーセントを切ったら、あるいはキーステージ2と4の間で国の平均より「進歩」がなければ、「フロア」を下回ったとみなされる。小学校では、英語と数学でベーシックを取得したものが60%を下回ったら、あるいはキーステージ1と2の間で国の平均より「進歩」がなかったら、「フロア」を下回ったとみなされる。

(4) 教育水準局の新長官と学校査察の展開

これらの査察改革は、2012年から教育水準局長官に就任したマイケル・ウィルショー卿によって進められている。ウィルショー氏は、もともとロ

ンドン北部のハックニー区にある「アカデミー」校「モスポーン・アカデミー (Mossbourne Academy)」の校長を務めていた。同校は、ロンドンでも深刻な教育困難校であった中学校「ハックニー・ダウズ・スクール」が閉校された後に設立された「アカデミー」である。ウィルショー校長の下、数年で高い規律と教育パフォーマンスの向上を達成したことで、「アカデミー」の成功例として全国的に有名になった学校である。その手腕を買われて、連立政権下で教育水準局長官となったウィルショー氏は、上記の査察改革について、以下のように述べている。

「第一に、我々はいまだ「good」に到達していない学校に注目しなければならない。保護者は子どもたちを「good」な学校に通わせたいのであり、それ以下の学校を望んでいない。10校のうち7校は、先の査察で「good」かそれ以上の判定を受けている。しかし3割の学校は、それに達していないのであり、その数は多すぎる。イングランドの3000の学校が、過去2度の査察で「satisfactory」の判定を受けているが、これは多くの子どもたちが「good」以下の学校で小学校や中学校を経験しているということだ。」

「それゆえ、われわれは「satisfactory」という言葉をやめる。もし学校が「good」に到達しなければ、我々は、「requires improvement」と呼ぶ。したがって、これからは4つの判定、「outstanding」「good」「requires improvement」および「special measures」が存在することとなる。この格付けの見直しは、心構えに焦点を当て、断固たる行動が改革のためには必要であるという、明確かつ疑う余地のないメッセージを学校に送るものである。」

「これが厳しすぎるという者に対して、私の答えは『周りを見てみろ』、というものだ。最も困難な状況下でも、改善は行われうる。イングランドでもっとも貧困な子どもたち20%を抱える学校では、以前の査察で「satisfactory」だったが、現在では「good」か「outstanding」の評価を受けているものが700校もある。(略) 低い条件からでも速やかに水準を向上させることは可能なのだ。言い訳の余地はない。」(Michael Wilshaw、2012)

以上より、ウィルショー長官のもとでの教育水準局査察改革は、以下のような特徴を持つと考えられる。第一に、査察後の判定においては、曖昧な評価でなく、保護者の要求水準に達している学校とそうでない学校を明確に峻別すること。第二に、後者については、厳格な査察を課し、速やかな改善を要求すること。第三に、改善が見られない学校は特別措置への移行を求めるとともに速やかに「アカデミー」に移行することが想定されていることである。

第三の点については、ガーディアン紙でも「「outstanding」の判定を受けた学校の4分の1は、格付けを下げられる。2回の「requires improvement」判定が下された後は、学校は特別措置の地位におかれるとともに、これはアカデミーとなることを強力的に勧められることを意味する。」と報じられている¹³。筆者が2012年3月にNUT本部において行ってインタビューでは、ウィルショー氏が教育水準局長官に就任した背景には、同氏と親しかったゴブ教育大臣が、学校査察を通じてアカデミー化政策を促進させる意図をもって人事を行った、という認識が示されている¹⁴。つまり、ウィルショー長官の下で、教育水準局の学校査察は、学校のパフォーマンスに対する評価の厳格化だけでなく、公立学校におけるアカデミー化の推進を、外部評価を通じて行うという役割を明確に担うようになったのである。

4 若干の考察 労働党政権の教育政策からの変化を中心に

これまで、キャメロン連立政権における教育政策の概要を紹介してきた。連立政権の教育政策の特徴は、さしあたり以下の4つにまとめることができると思われる¹⁵。それぞれの内容について、特に労働党政権期の教育政策からの変化、あるいはそれ以前の保守党政権期からの変化を念頭に置きながら、若干の考察を加えたい。

第一に、「大きな社会」という国家と社会のありよう、またはその関係性の再編成を表象するスローガンのもとに、教育改革が位置づけられていることである。1997年に成立したブレア労働党政権が、従来のイギリス福祉国家でもなくサッ

チャー流の新自由主義でもない「第三の道」を自らの目指す国家・社会像として提示したことは有名である。しかし、連立政権による「大きな社会」は、労働党政権の政策に対し、あえて「大きな政府」「官僚主義」という伝統的福祉国家への評価を想起させる批判を加え、それに対置される自らの国家・社会像の独自性を強調する。

この「大きな社会」政策については、3つの側面を指摘できる。一つには、保守党が1980年代より有してきた新自由主義に基づく「小さな政府」イデオロギーの現代版という側面である。二つには、同政権が発足直後に着手した、教育予算を含む大幅な財政削減をすすめるのに不可欠のスローガンだったということである。「大きな社会」政策を構成する諸プログラムはこのような財政削減とセットで開始されたのである¹⁶。三つには、連立政権における公共空間の再編成、あるいは公共サービス供給システムにおける公私の役割分担のイメージを提示するものであったということである。言いかえれば、「大きな社会」論は、保守党の「小さな政府」論を受け継ぎつつ、財政削減を梃子に、国家、自治体と市民社会のアクターによる公教育の新たな役割分担を進めるロジックであったといえよう。

第二に、学力水準向上の重視、および経済格差から生じる学力格差への対策の重視については、労働党政権時代と同じく、これを重視している。別稿でも指摘したように、労働党政権はこれらの対策に予算措置をはじめ相当な労力を割いたにもかかわらず、成果をあげることができなかった¹⁷。連立政権では、これらの目的を達成する手段としては、より優秀な人材を教師として確保すること、そのために教師の教育指導力の改善強化すること等を掲げている。しかし、連立政権においては、これらの政策は教育予算の増額など「大きな政府」政策ではなく、むしろ教育予算の縮減が要請される状況下で、次に述べるように「大きな社会」戦略に適合的な「分権化」と「説明責任」の強化によって行われたといえよう。

したがって第三に、労働党政権下の教育政策の「中央集権主義」批判に基づいた「分権化（権限移譲）」が行われる。しかし、これまで説明してきたようにこの「分権化」は、中央と地方の政府間

における「分権」ではなく、従来公立学校を管理してきた地方当局を飛ばし、「アカデミー」や「フリースクール」という形態で学校へ「自由」と「責任」を付与するものであった。

したがってこの「分権化」は、次の二つの側面を内包するものである。一つは、公立学校体系の「市場化」の推進である。この「市場化」は、学校の設置と運営に関する「規制緩和」と「公設民営化」の推進を意味する。もう一つは、「分権化」にもかかわらず、その実態は、地方当局から各学校への権限付与、すなわち地方当局からの「切り離し」であると同時に、中央政府と各学校との直接的な関係が発生することである。各学校は中央政府からの資金提供を受け、その管理下に置かれる。その意味では、この「分権化」は、新たな集権化の契機も含んでいる。

歴史的に見れば、この「分権化」は、地方当局の管理から離れた中央政府「直轄」学校の設置という点でサッチャー政権の国庫補助金学校（GMスクール）との共通性がみられる。また、公設民営学校による「市場化」の推進という点では、労働党政権の政策を受け継いでいる¹⁸。1988年教育法の改正以来、これらの改革が「競争と外部評価」の教育改革という大きな流れの中でとらえられること、連立政権もその流れを継承していることをふまえれば、それは当然と考えられるかもしれない。しかし、連立政権における教育の「分権化」「市場化」の新しさは、教育の「分権化」および「市場化」を、予算削減と行政機構や官僚統制のスリム化+市民社会のアクターによる役割分担を掲げる「大きな社会」戦略という、新種の「小さな政府」論の文脈の下に連立政権独自の政策として位置づけなおし、それらの政策を過去の労働党政権あるいは保守党政権に比してより大規模に打ち出した点にあると考えることができよう。

そして第四に指摘されるべきは、説明責任のシステムがこの「分権化」と「市場化」、それを通じた教育の質の向上を結びつける手段として重視されていることである。

教育改革における説明責任の重視、そのために学力テストをはじめとするナショナル・カリキュラムの習熟の重視、それらのパフォーマンスに対する教育水準局の事後評価の重視は、いずれも80

年代の保守党政権、90年代後期の労働党政権から今日の連立政権まで一貫して追求されてきたものである。他方で、労働党政権期の説明責任に対する政策と連立政権におけるそれとの違いは、次のように整理できよう。

①学力テストや学校査察という教育パフォーマンスの評価における、教師の教育指導力、学力水準、児童生徒のふるまい等への焦点化、およびそれに対する社会経済的文脈の排除。

②学校査察という学校評価システムにおける、到達水準の未達成に対する差異化と不寛容。

③到達水準における「優秀校」のさらなる奨励と、「低水準校」の教育改善の手段をいずれも「アカデミー」化に求める。言いかえれば、学校教育の「品質管理」の突破口を「分権化」＝現場へのより一層の権限移譲と、「市場化」＝学校運営主体の民間化に求める。そして民間化とは、市場競争により適格的な主体が教育の担い手となることを意味する¹⁹。

④説明責任の間責対象を学校、教師へ焦点化する。労働党政権時代には、品質保証のかなめとして地方当局が位置付けられ、学校の自己評価も含む重層的な評価システムが構築された²⁰。連立政権では、学校自己評価のフォームも任意となり、教育の説明責任はより直接に学校および教師が問われるようになった。

総じて、連立政権の教育政策においては、説明責任のシステムにおける評価項目の焦点化、被評価者＝説明責任主体の焦点化、評価結果による処遇の差異化・明確化、さらにそれと連動する学校民間化による競争主体の（再）形成の4点において、従来のシステムに比して「競争と外部評価」の改革がより「純化」されたと捉えることができよう。

結語

以上、キャメロン連立政権における教育政策を、公立学校の民営化政策と学校査察・評価制度の改革を中心に、政策資料、報道、インタビューによりながら概観してきた。これらの改革では、特に多数の「アカデミー」校の拡大や「フリースクール」の新設など、これまでのイギリスの公教育では存在しなかった新たな教育サービスの形態が大規模に展開していることが、その特徴である。これらを分析・評価するにあたっては、今後、このような新しい動きが子どもたちへの教育、特にその担い手である教職員の専門性形成にどのような影響を与えているのかを実証的に考察することが求められているといえよう。

※本稿は、2011年度長野大学研究助成金（準備研究）の研究成果の一部である。

注

¹ 原田 (2011) によれば、この「大きな社会」概念と労働党政権が打ち出してきた「第三の道」との違いは、第一に、個人やコミュニティの自発性は、国家の社会に対する統制力と反比例の関係にあると捉えられていること、第二に、コミュニティや企業家精神に富んだ個人の自立を重視していることであるとされている (原田 (2011)、160 ページ)。

² 同プログラムについて、詳しくは <http://www.teachfirst.org.uk/>を参照。

³ 詳しくは、教育雇用省のウェブサイト (<http://www.education.gov.uk/schools/pupilsupport/premium/a0076063/pp>) を参照。

⁴ 参照、田中 (2011)。

⁵ Times Educational Supplement, May 4th 2012.

⁶ *ibid.*

⁷ BBC, The Free Schools set to open in 2011, August 31th 2011.

⁸ Times Educational Supplement, 20 July 2012.

⁹ NUT の認識では、「アカデミー」や「フリースクール」などの政策は、教育予算の削減などの実利的な動機ではなく、保守党がサッチャー政権以来強調してきた「民営化」イデオロギーの実現という動機に動かされている側面が強いという。他方、アカデミー化を申請する学校側の事情としては、そのような教育理念上の動機よりも、「学校運営が自由になる」ことに加え、本文でも述べたように設立時に中央政府から交付される運営資金が財政運営に苦しむ各学校にとって魅力的に映るとのことである。これは以下の批判も含め、2012 年 3 月 7 日、ロンドン NUT 本部における、NUT の Principal Officer、Judy Ellerby 氏からの聞き取りにもとづく。

¹⁰ サフォークにある Beccles Free School は、人口わずか 9000 人の町に作られようとしている 2 番目の中学校である。地域では「フリースクール」の中学校が設立されることに対する反対運動がおこり、3000 人もの住民が請願にサインした。しかし、「フリースクール」の設立を望む 21 の保護者と、民間の慈善事業に取り組む財団によって設立申請計画は進められ、教育省もこれを承認した。地域における公立学校の新設が地域の民意を無視して行われようとしている事例

として、強い批判を浴びている。Times Educational Supplement, 15 June 2012.

¹¹ このような立場から、NUT は「アカデミー」化の推進に対しては、次のような政策を掲げて対抗した。

第一に、「アカデミー」の拡大計画を凍結することである。

第二に、既存の「アカデミー」が、地方当局や基金、トラストなどの管理下に戻れるような立法措置を行うことである。

第三に、どうすれば地域に対して説明責任を果たせる包括的な教育の提供の原理を強化することができるのかについて、教員、保護者、学校の理事、地方当局、組合その他のステークホルダーを話し合いに組織することである。

第四に、学校を引き継ぐのではなく、学校と協力して若者の教育に貢献したいと考える企業や個人を奨励するフォーラムを設立することである。

第五に、全ての公立学校が有資格の教員を雇い、当該の自治体の入試体制を担い、国レベルのスタッフの給与と処遇を適用し、すべての対応する組合を認知するような法制化を行うことである。

また、NUT が求める地域にねざした公立学校の総合的なビジョンについては NUT (2007) を参照されたい。

¹² 新たな査察枠組みの作成にあたって教育水準局が発表したコンサルテーション・ペーパー「A good education for all」の説明による。OFSTED (2012a)、p.7.

¹³ Gurdian, Thursday 9 February 2012.

¹⁴ 2012 年 3 月 7 日、ロンドンの NUT 本部における、NUT の principal officer、Celia Dignan 氏からの聞き取りによる。

¹⁵ この箇所まとめについては、最新のヒアリング調査に基づく日本弁護士連合会 (2012) 142-146 ページの記述も参照した。

¹⁶ 原田 (2011)、159-160 ページ。連立政権は、その発足にあたって財政赤字の削減と歳出見直しを最優先事項として合意し、その後オズボーン財務相は 3 年間で 1130 億ポンドもの歳出削減を行う中期財政計画を発表した。このうち教育

分野では、継続教育予算が25%、高等教育予算が40%削減されることとなった。

¹⁷ 参照、久保木 (2010a)、193–195 ページ。

¹⁸ 参照、久保木 (2008)。また、労働党政権時代の「シティ・アカデミー」の実態については、山本 (2009) 198–200 ページも参照されたい。

¹⁹ タイムズ教育版 2012 年 3 月 9 日付では、ロンド

ンの金融街「シティ」の投資家グループが、業績に連動したボーナスなど独自の経営手法で2000もの公立学校を「アカデミー」として運営するプランを有していることを報じている。

Times Educational Supplement、9 March 2012.

²⁰ 参照、久保木 (2010b)、125–126 ページ。

【参考文献】

Conservative Party (2010), *Invitation to join the Government of Britain: Conservative Manifesto 2010*.

Department for Education (2010), *The Importance of Teaching: The School White Paper 2010*.

OFSTED(2011), *Inspection2012: Proposals for inspection arrangements for maintained schools and academies from January 2012 – For consultation*.

OFSTED (2012a), *A good education for all*, February 2012,

OFSTED (2012b), *The Framework for Inspection 2012*.

Michael Wilshaw (2012), *High Expectations, No Excuses: A Speech to The London Leadership Strategy's Good to Great Conference, 9 February 2012*.

National Union of Teachers (2007), *A good local school for every child and for every community*.

National Union of Teachers (2011a), *Academies Toolkit: Defending State Education*.

National Union of Teachers (2011b), *Free Schools: Beyond the Spin of Government Policy*.

久保木匡介 (2008) 「第16章 イギリスにおけるNPM教育改革の展開」佐貫・世取山編『新自由主義教育改革 その理論・実態と対抗軸』大月書店。

久保木匡介 (2010a) 「教育改革の舵をどの方向に切るべきか? イギリス労働党の教育改革と鳩山政権」『現代思想』2010年4月。

久保木匡介 (2010b) 「イギリス教育水準局の学校査察と教育の専門性(2) 学校評価における自己評価および地方教育当局の位置づけの変化」『長野大学紀要』第32巻第2号。

田中嘉彦 (2011)、「海外法律情報 英国2010年アカデミー法」『ジュリスト』No. 1416、2011年2月15日。

日本弁護士連合会 (2012) 『どうなるどうする日本の教育 子どもたちの尊厳と学習権を確保するための教育の在り方を問う』日本弁護士連合会第55回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会。

原田晃樹 (2011)、「英国キャメロン政権におけるボランティアセクター政策の行政学的考察」『法学新報』118巻3・4号、2011年4月。

山本由美 (2009) 『学力テスト体制とは何か 学力テスト・学校統廃合・小中一貫教育』、花伝社。